

マナーからルールへ

改正健康増進法の全面施行について

2020年4月1日より改正健康増進法が全面施行されます。

本改正により、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへ変わります。

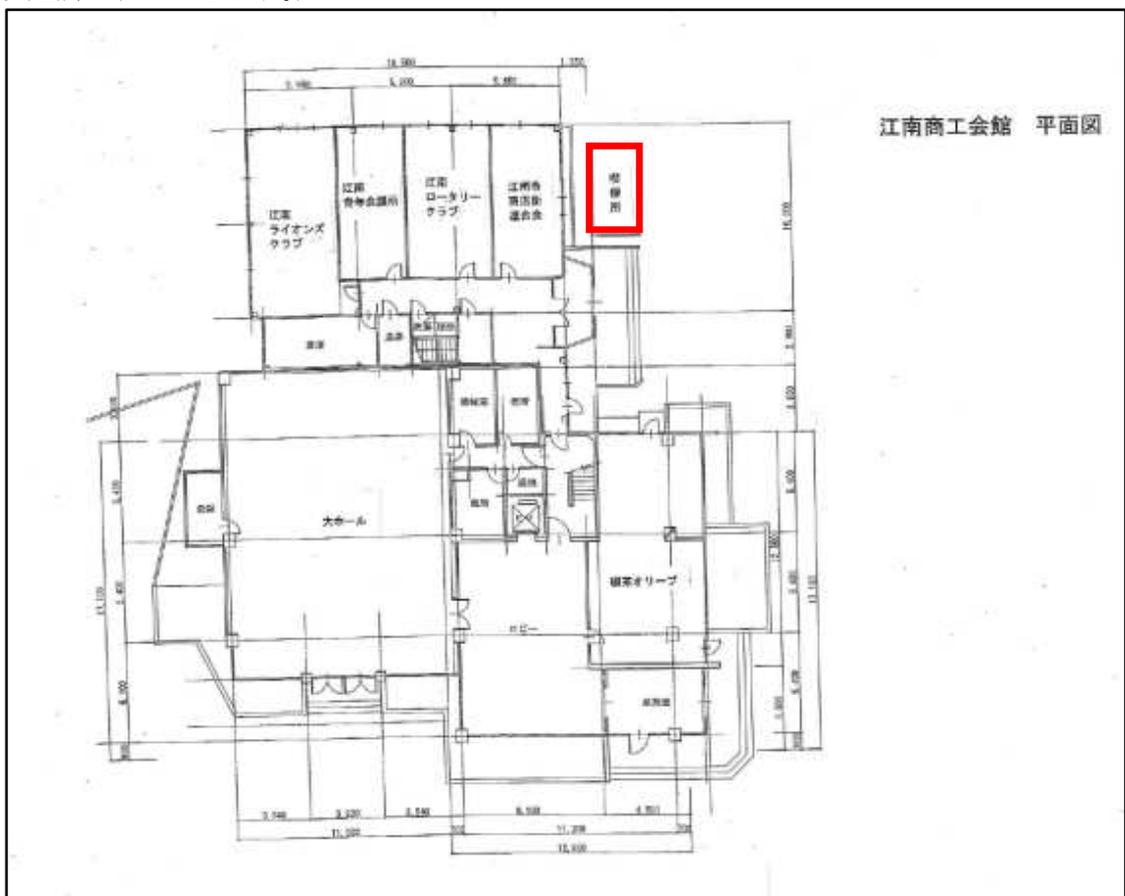
- 病院・学校・行政機関の庁舎などは敷地内禁煙です！
- 飲食店は屋内原則禁煙です！（経営規模の小さな既存の飲食店は経過措置あり）
- 上記以外のすべての施設は屋内原則禁煙です！
- 専用の喫煙室を設ける場合には、技術的基準をクリアしなければなりません。
- 喫煙室がある場合は標識の掲示義務あり、また20歳未満の者は立入禁止です。
- 従業員への受動喫煙対策を講じなければなりません。
- 違反があった場合には罰則が適用されます。
- 受動喫煙対策を行う際の支援策として、財政・税制上の制度が整備されています。

※詳しくは特設サイトをご覧ください。 <http://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

※なお、江南商工会館における喫煙についても、2020年4月より江南商工会館内において、全面禁煙を実施しますので、より一層のルール順守をよろしくお願いいたします。

※全館禁煙に伴いまして、商工会館別館入口近くに専用の喫煙所を設けましたので、喫煙される方はそちらをご利用下さい。喫煙所の利用時間については、平日の午前8時30分から午後5時までとさせていただきます。ただし、夜間については、貸会議室利用者は利用できません。

(貸会議室等で土日祝日に会館を利用される場合に限り、会議室利用者は、土日祝日での喫煙所が利用できます。)



【問い合わせ先】 江南商工会議所 総務課 電話 0587-55-6245